

御購読者 各位

東京法令出版株式会社

『FOCUS—刑事訴訟法—』 ～特別講義～刑事訴訟法改正 ここがポイント

本書の発行以降、刑事訴訟法の一部改正（令和5年法律第28号（犯罪被害者等の個人特定事項の秘匿措置）、令和5年法律第66号（性犯罪についての公訴時効期間の延長、被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設））がありました。

ここでは特別講義として、上記一部改正内容について、「わかる」だけでなく「解ける」よう、ポイントを解説しました。

昇任試験対策用テキストとしてぜひお役立てください。

STEP 1

令和5年の刑事訴訟法の一部改正により、①性犯罪等について逮捕状の請求と同時に、逮捕状に代わるものの交付の請求が可能となり、②性犯罪の公訴時効期間が延長され、③性犯罪の被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体について新たな伝聞例外が新設された。

STEP 2

①性犯罪等についての逮捕状請求と同時に行う逮捕状に代わるものの交付請求の新設（令和6年2月15日施行）

検察官又は司法警察員は、必要と認められるときには、性犯罪等の被害者等の個人特定事項（氏名や住所など）の記載がない逮捕状に代わるものの交付請求ができることとされた（201条の2第1項）。そして、その交付があったときには、被疑者を逮捕するにあたり、逮捕状に代わるものを呈示することができる（201条の2第2項、3項）。なお、勾留状、勾引状、鑑定留置状、監護状及び同行状についても、同様の規定が設けられた。

②性犯罪の公訴時効期間の延長（令和5年6月23日施行）

性犯罪について、次のとおり、公訴時効期間が延長された（250条3項）。

不同意わいせつ等致傷、強盗・不同意性交等の罪など	15年から20年に延長
不同意性交等、監護者性交等の罪	10年から15年に延長
不同意わいせつ、監護者わいせつの罪など	7年から12年に延長

また、これに加えて、施行日（令和5年6月23日）以降に公訴時効が完成していない事件で被害者が18歳未満の場合は、犯罪行為が終わった時から被害者が18歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間が公訴時効期間となることとされた（250条4項。例えば、12歳時の不同意性交等の被害の場合、時効完成は21年後（15年+6年））。

③性犯罪の被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る伝聞例外の新設（令和5年12月15日施行）

性犯罪の被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体について、新たな伝聞例外が設けられた（321条の3）。

対象となる記録媒体	伝聞例外の要件
性犯罪の被害者等の供述及びその状況を録音・録画した記録媒体 (その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限る。)	①供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者が十分な供述をするために必要な措置及び供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置が特に採られること ②聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当であること ③裁判所がその記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えること



ここに Focus

性犯罪等についての逮捕状請求と同時に進行逮捕状に代わるものの交付請求

- ① 令和5年の刑事訴訟法の一部改正によって、検察官又は司法警察員は、必要と認められるときには、性犯罪等の被害者等の個人特定事項の記載がない逮捕状に代わるものの交付請求ができることとされた。
- ② 令和5年の刑事訴訟法の一部改正によって、個人特定事項の記載がない逮捕状に代わるものの交付があったときには、被疑者を逮捕するにあたり、それを呈示することができることとされた。

性犯罪の公訴時効

- ③ 不同意わいせつ等致傷、強盗・不同意性交等の罪の公訴時効期間は、令和5年の刑事訴訟法の一部改正によって15年から20年に延長された。
- ④ 不同意性交等、監護者性交等の罪の公訴時効期間は、令和5年の刑事訴訟法の一部改正によって10年から15年に延長された。
- ⑤ 不同意わいせつ、監護者わいせつの罪の公訴時効期間は、令和5年の刑事訴訟法の一部改正によって7年から12年に延長された。
- ⑥ 令和5年6月23日以降に公訴時効が完成していない事件で被害者が18歳未満の場合は、犯罪行為が終わった時から被害者が18歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間が公訴時効期間となる。

性犯罪の被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る伝聞例外

- ⑦ 令和5年の刑事訴訟法の一部改正によって、性犯罪の被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る伝聞例外が新設された。
- ⑧ 性犯罪の被害者等の供述及びその状況を録音・録画した記録媒体の伝聞例外の要件は、i. 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者が十分な供述をするために必要な措置及び供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置が特に採られること、ii. 聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当であること、iii. 裁判所がその記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えることである。

〇×問題で復習



- 〔1〕 検察官又は司法警察員は、必要と認められるときには、性犯罪等の被害者等の個人特定事項の記載がない逮捕状に代わるものの交付請求ができ、その交付があったときは、被疑者を逮捕するにあたってそれを呈示することができる。

- (2) 不同意わいせつ等致傷、強盗・不同意性交等の罪の公訴時効期間は、令和5年の刑事訴訟法の一部改正によって15年から25年に延長された。
- (3) 不同意性交等、監護者性交等の罪の公訴時効期間は、令和5年の刑事訴訟法の一部改正によって10年から15年に延長された。
- (4) 不同意わいせつ、監護者わいせつ等の罪の公訴時効期間は、令和5年の刑事訴訟法の一部改正によって7年から12年に延長された。
- (5) 令和5年6月23日以降に公訴時効が完成していない事件で、12歳時の不同意性交等の被害の場合、時効完成は15年後である。
- (6) 性犯罪の被害者等の供述及びその状況を録音・録画した記録媒体の伝聞例外の要件は、
 - i. 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者が十分な供述をするために必要な措置及び供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置が特に採られること、
 - ii. 聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当であること、
 - iii. 裁判所がその記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えることである。

解答解説

- (1) 検察官又は司法警察員は、必要と認められるときには、性犯罪等の被害者等の個人特定事項の記載がない逮捕状に代わるものの交付請求ができ、その交付があったときは、被疑者を逮捕するにあたってそれを呈示することができる。
- × (2) 不同意わいせつ等致傷、強盗・不同意性交等の罪の公訴時効期間は、令和5年の刑事訴訟法の一部改正によって15年から25年に延長された。
20年
- (3) 不同意性交等、監護者性交等の罪の公訴時効期間は、令和5年の刑事訴訟法の一部改正によって10年から15年に延長された。
- (4) 不同意わいせつ、監護者わいせつ等の罪の公訴時効期間は、令和5年の刑事訴訟法の一部改正によって7年から12年に延長された。
- × (5) 令和5年6月23日以降に公訴時効が完成していない事件で、12歳時の不同意性交等の被害の場合、時効完成は15年後である。
21年後
- (6) 性犯罪の被害者等の供述及びその状況を録音・録画した記録媒体の伝聞例外の要件は、
 - i. 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者が十分な供述をするために必要な措置及び供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置が特に採られること、
 - ii. 聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当であること、
 - iii. 裁判所がその記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えることである。

本書をご購入いただいた皆様へ

お詫びと訂正のお願い

本書（初版1刷）に誤りがございました。深くお詫びを申し上げます。

大変お手数をおかけいたしますが、該当箇所を下記のとおり訂正して御使用いただきますよう、お願い申し上げます。

記

該当箇所	誤	正
p109 ⑫	現行犯逮捕は私人でもすることができるから、休暇中の警察官は現行犯逮捕をすることができるが、逮捕の現場における <u>搜索・差押えをすることはできない。</u>	現行犯逮捕は私人でもすることができるから、休暇中の警察官は現行犯逮捕をすることができるが、 <u>この場合、逮捕の現場における搜索・差押えもすることができる。</u>
p148・149 〔4〕	〔4〕 <u>逮捕されていない被疑者は、裁判官又は刑事施設の長等に弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる。この場合、裁判官・刑事施設の長等は、直ちにその旨を当該弁護士等に通知しなければならない。</u>	〔4〕 <u>逮捕された被疑者は、裁判官又は刑事施設の長等に弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる。この場合、裁判官・刑事施設の長等は、直ちにその旨を当該弁護士等に通知しなければならない。</u>

(注) 下線部分：訂正箇所